

令和2年11月4日

「琵琶湖疏水の日本遺産認定PRパンフレット制作等業務」プロポーザルに関する
質問に対する回答

質問	回答
(質問1) 琵琶湖疏水の日本遺産認定PRパンフレット制作等業務について、パンフレット配布場所はどちらを想定されていますか。	(回答1) パンフレットの配布場所は、大津市及び京都市内の公共施設、駅、宿泊施設等を想定しています。 より効果的な配布場所が提案できる場合は、提案内容に含めてください。
(質問2) ウォーキングマップと連動した道標の設置にかかわる提案書について、あくまでも提案書の作成までがプロポーザル対象の業務、道標の設置業務は別という認識で間違いありませんでしょうか。	(回答2) 御質問の認識のとおりです。
(質問3) アンケート・マーケティングデータ等、ご提供いただけるものがありましたらいただく事は可能でしょうか。	(回答3) 本業務に限定したアンケートやマーケティング調査は実施していませんが、琵琶湖疏水やびわ湖疏水船についての全般的な調査結果については、事業実施にあたり、提供いたします。
(質問4) パンフレット内で紹介する史跡、記念館等に関して、既存の画像等をご提供いただけますか。	(回答4) 本業務以外で使用しないことを条件に、既存の画像等を提供することは可能です。
(質問5) ウォーキングマップ作成時の現地調査の方法について、ご指定の方法、規定の内容はありますか。	(回答5) 現地調査の方法等については、特段の指定を設けておりません。
(質問6) グッズ提案書作成時のマーケティング調査について、ご指定の方法、必須の項目はありますか。	(回答6) マーケティング調査の方法等については、特段の指定を設けておりません。